

不登校児童生徒を支援する民間施設等に関するガイドラインの策定について

1 策定の経過

(1) 背景

令和3年度における全国の不登校（年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの）児童生徒数は過去最多を更新

本市においても不登校児童生徒数の増加が続いており、大きな課題となっている。

(2) 国の動向

ア 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」公布
(平成28年12月14日)

- ・不登校児童生徒に対する教育機会の確保等を総合的に推進

イ 「不登校児童生徒への支援の在り方について」通知（令和元年10月25日）【抜粋】

(ア) 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

- a 不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。
- b 義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。

(イ) 学校等の取組の充実

- a 不登校が生じないような魅力あるよりよい学校づくり、早期の支援、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携協力
- b 不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会の確保

(ウ) 指導要録上の出欠の取扱い

- a 不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、社会的な自立に向け懸命の努力を続けている者もあり、その努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これらの施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができる。
- b 学校及び教育委員会においては判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましい。

(3) 県の動向

ア 「不登校未然防止および不登校児童生徒への支援のための行動指針」策定（平成30年）

イ 「不登校への対応の手引き」改訂（令和3年・4年）

ウ 「はばたき～不登校児童生徒の学びのサポートガイド～vol.1」作成（令和3年）

- ・ガイドラインは策定せず、県内市町村における多様な学びの機会を保障する取組事例を紹介

2 上田市の状況（不登校児童生徒数の推移）

		R1	R2	R3
小学生	人数	114	118	134
	比率	1.42	1.50	1.73
中学生	人数	191	211	267
	比率	4.63	5.22	6.74
計	人数	305	329	401
	比率	2.51	2.81	3.43

※比率：児童生徒総数に占める割合

3 ガイドライン策定について

(1) 県内他市の状況、効果

ア 策定状況 策定済：6市（松本市、諏訪市、大田市、茅野市、佐久市、安曇野市）

イ 策定の効果 自己肯定感の向上、欠席日数の減少、学校とのつながり 等

(2) 上田市の方針

文部科学省の方針や他市の状況を鑑み、上田市においてもガイドラインを設けることとする。